

(別添2)

消費生活出前講座実施要領

1 目的

消費者被害の未然防止及び消費生活に関する正しい知識の習得を図るため、各種団体、学校や企業等からの要請を受け、ライフステージに合わせた出前講座を実施することにより、消費者被害のない地域づくりをすすめ、消費生活の安定と向上に資する。

2 主催

岩手県

3 派遣先

各種団体、学校、企業等が企画する研修会や学習会、学生や新入社員などを対象とした講座など

4 講師

消費生活相談員、職員、各種専門家 など

5 主な講座内容

- ・ 消費者トラブル事例と対処法
- ・ インターネット、SNS による契約トラブル
- ・ 最近の消費生活相談の状況
- ・ ライフプラン
- ・ エシカル消費 など

6 講座時間

平日、午前 10 時から午後 4 時まで。45 分から 90 分程度。

7 受講人数

概ね 15 人以上

8 経費

講師謝金・講師旅費は無料とする。

9 申込方法

原則、実施希望日の 1 か月前までに、別紙「消費生活出前講座申込書」により申し込むこと。

10 その他

- (1) 短期間に申込みが集中し対応が難しい場合は、次の手順により調整すること。
 - ア 申込団体に対して次月以降への日程調整を依頼する。
 - イ 申込団体の最寄りの消費生活センター等からの講師の派遣を検討する。
 - ウ 上記の対応が困難な場合は、次年度以降の利用を勧める。
- (2) 実施希望日が平日（祝日・年末年始を除く）であること。
- (3) オンライン（ZOOM ミーティング）による実施も対応可能であること。